

令和5年度から適用される住民税(市民税・都民税)の主な税制改正

問課税課 ☎(338)6821

住宅ローン控除の適用期限の延長

住宅ローン控除の適用期限が4年間延長され、令和4年1月1日～令和7年12月31日に入居した方も対象となりました。上記の期間に入居した方の内、令和4年度以後の所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった金額がある場合は、控除限度額の範囲内で住民税(市民税・都民税)から控除します。

住民税(市民税・都民税)の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ

民法改正による成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、住民税(市民税・都民税)の非課税判定における未成年者にはあたらないこととなりました。

備考未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されません。未成年者に扶養親族がいる場合、非課税となる合計所得金額の範囲が異なります

未成年の対象年齢

令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満(平成14年1月3日以降生まれの方)	18歳未満(平成17年1月3日以降生まれの方)

セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限が5年間(令和8年12月31日まで)延長されました。

所得税・贈与税などの確定申告について

問確定申告について=日野税務署 ☎042(585)5661(自動音声)、住民税(市民税・都民税)について=市役所課税課 ☎(338)6821

スマホからも確定申告(e-Tax)ができます

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成できます。IDとパスワードを利用する方法に加えて、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンからも、マイナンバーカードを利用して確定申告ができます。

確定申告書の郵送提出先にご注意ください

確定申告書の郵送提出先は**日野税務署ではありません。**

送付先〒183-8510府中市本町4-2 東京国税局業務センター武蔵府中分室(日野税務署)宛 **備考**送付先への直接持ち込み不可

作成済み確定申告書は市役所でも提出できます

確定申告書の市役所での受け付けは**投函箱**による提出のみです。提出の際は、申告書と添付書類を、ご自身の住所・氏名を記

投函箱の設置期間	受付時間	場所
2/16(木)～3/15(水)の平日 ※2/19(日)・25(土)は設置	9:00～16:00	市役所西第1～3会議室
2/16(木)～3/15(水)の開所日	8:30～17:00	聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所

※聖蹟桜ヶ丘駅出張所は土曜日・祝日を除く。多摩センター駅出張所は日曜日・祝日、2月21日(火)を除く

申告書作成会場を開設します

所得税・復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税・地方消費税の申請書作成会場を開設します。入場には「入場整理券」が必要です。

日3月15日(水)までの平日午前8時30分(相談は9時から)～午後4時(提出は5時まで)。ただし、2月19日(日)・26日(日)は開場 **場**日野税務署(日野市万願寺6-36-2) **備考**入場整理券は、当日会場で配布する他、国税庁の公式LINEアカウントでも取得可。入場整理券の配布状況により、受け付けを早く締め切る場合あり。開設期間中、駐車場は使用不可。詳細は、国税庁 <https://www.nta.go.jp/> 参照



入した封筒に入れて封をした上で、投函箱に提出してください。

備考税務署の收受印が押印された申告書の控えが必要な場合は、必要代金分の切手を貼付した返信用封筒を要同封

よくある質問

Q: 確定申告の書き方は市役所で教えてもらえますか?

A: 市役所で書き方の指導などはできません。日野税務署にお問い合わせください。

Q: 自分は年金収入のみなのですが、申告をした方がいいですか?

A: 公的年金等の「源泉徴収票」に記載されていない各種控除(医療費控除など)を追加したい場合や、年金の他に20万円以下の所得がある場合は住民税の申告が必要です。

また、400万円以上の年金収入やその他の所得が20万円を超える場合には確定申告が必要です。

Q: 医療費控除はどのようなものが対象になりますか?

A: 医師または歯科医師に支払った診療費・治療費、治療や療養のための医薬品の購入費などが対象になります。ただし、予防接種や健康増進、予防のための医薬品の購入費、容姿の美化や容貌を変えるなどを目的とする整形手術の費用などは対象外です。対象となる医療費について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

Q: 家族の扶養に入れる収入の限度はいくらですか?

A: 前年中(1月1日～12月31日)の所得が48万円(給与所得のみの方は収入金額103万円、公的年金所得のみの方は65歳未満で108万円、65歳以上で158万円)までです。

その他のよくある質問は市公式ホームページをご覧ください▶



自動車税種別割(令和5年度定期課税分)の障害者減免申請受け付け中

対身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳などをお持ちで、一定の要件を満たす方 **申請期限**5月31日(水) **備考**減免額には上限あり。詳細は、要問い合わせ **問**東京都自動車税コールセンター ☎03(3525)4066



青色申告決算書・消費税申告個別指導会(完全予約制)

所得税は3月15日、消費税は3月31日が申告納付期限です。

日2月9日(木)・14日(火)・16日(木)・21日(火)、3月1日(水)・3日(金)・6日(月)・8日(水)・10日(金)・13日(月)、各午前10時～正午・午後1時～4時 **対**市内個人事業者 **内**青色申告決算書・消費税申告作成指導講師経営指導員 **持**ち物税務署から送付された書類、決算関係書類、前年度決算書、マイナンバーの分かるものなど **備考**e-Tax(電子申告)の利用可 **問** **場**・ **主**催電話で、多摩商工会議所(関戸1-1-5) ☎(375)1211、 **URL** <http://www.tamacci.or.jp> へ

日本年金機構から国民年金の社会保険料控除証明書が送付されます

令和4年10月1日～12月31日に国民年金保険料を初めて納付した方に、2月6日(月)から順次送付されます。確定申告などの手続きの際に必要ですので、大切に保管してください。なお、令和4年1月1日～9月30日に納付し

た方は、令和4年10月26日～11月上旬に送付済みです。 **備考**紛失した場合は再交付可 **問**ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004(ナビダイヤル)、050から始まる電話の場合=☎03(6630)2525

